

復興まちづくり説明会開催のお知らせ

このたび女川町では、今後の復興まちづくり事業スケジュール等について、下記のとおり住民説明会を開催します。町民みなさま多数のご参加をよろしくお願いいたします。

日にち	時間	対象地区	会場
1月22日 (火)	午後 2時00分	上全区・旭が丘・万石浦地区	総合体育館2階 柔道場
	夕方 6時00分	西・黄金・南・小乗浜地区	
1月24日 (木)	午後 2時00分	女川・大原全区	
	夕方 6時00分	石浜・宮ヶ崎地区	
1月25日 (金)	午後 2時00分	清水全区	石巻合同庁舎
	夕方 6時30分	石巻市周辺に在住の方	
1月26日 (土)	午後 2時00分	仙台市周辺に在住の方	エレクトロンホール宮城 (旧県民会館)602会議室
1月27日 (日)	午後 2時00分	五部浦・北浦・出島・ 寺間・江島地区	総合体育館2階 柔道場
	夕方 5時00分	全地区	

内容

- 今後の復興まちづくり事業スケジュールについて
- 個別移転者(女川町が造成する住宅団地以外の場所への移転する方)への住宅再建支援制度の受付について
- 防災集団移転促進事業における中心部の被災宅地の買取りについて
など

※内容については一部変更となることがあります。

【注意事項】

※内容はすべて同じです。もし対象日に都合が悪い方は、ご都合の良い日にご参加ください。

※バスの送迎はありません。ご近所の方と乗り合わせていただく等、ご協力をよろしくお願いいたします。

説明会についてのお問い合わせ先:

役場復興推進課 復興調整係 0225-54-3131(内線232、233)

町中心部における 土地の買取り契約会(第1回)を開催します。

- ◆対象者: 防災集団移転促進事業(ブルーの買取り希望確認書)で買取り希望された方で、買取りが可能な方

※10月上旬に買取り希望確認書をすでに送付しております。
※買取り対象者あてに、契約会(第1回)の案内通知文書を郵送します。
(平成25年1月15日ごろに郵送予定です。)

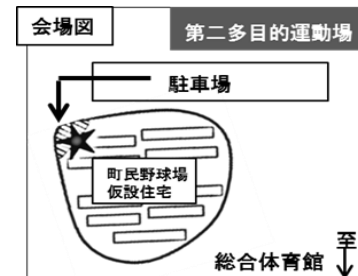
- ◆期間: 平成25年1月30日(水)から2月5日(火)まで

- ◆日時: 案内通知文に記載した日時

※旧行政区単位で実施日を指定させていただきます。
※ご来場時間を午前と午後に分けて指定させていただきます。
※ご来場された順番に整理券をお渡ししますが、混雑した場合はお待ちいただくこともあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。
※指定日に都合がつかない方は、いずれかの日の午前9時から午後8時の間にお越しください。(その場合は下記連絡先までご連絡ください。)

- ◆会場: 町民野球場事務室(※右図のとおり)

※駐車場は、第二多目的運動場前駐車場をご利用下さい。



- ◆持参していただくもの

1. 印鑑(実印)
2. 印鑑証明書(1通)
3. 金融機関の口座を確認できるもの
4. 防災証明書の写し

※お持ちでない方は、契約書に貼付する印紙税をご負担していただくこととなります。

ご注意

- 買取りができるのは、抵当権などの権利の設定がなく、相続登記の必要がない土地に限られますのでご注意ください。
- 買取り希望されている方は、抵当権などの権利抹消登記や相続登記の手続きをお急ぎください。
- 上記の手続きが完了された方は、下記の問い合わせ先へ連絡をお願いします。登記を確認した後、第2回以降の契約会のご案内を送付させていただきます。
(第2回契約会は、2月末ごろを予定しています。)

契約会についてのお問い合わせ先:

役場復興推進課 用地係 0225-54-3131(内線264・265)

都市計画の決定および 変更についての縦覧を行います

町では復興事業を進めるにあたり、下記のとおり都市計画決定および変更について縦覧を行います。

縦覧日時:平成25年1月29日(火)～平成25年2月12日(火)
縦覧時間:午前8時30分から午後5時15分まで
縦覧場所:女川町役場 仮設庁舎2階 復興推進課にて
(※期間中の土日祝日も縦覧することができますので、当日の当直職員へお申し出ください。)

【縦覧内容】※右の図面をご覧ください。

1. 「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の決定(女川町決定)

女川町中心部にて、津波発生時においても都市機能を維持するための施設を都市計画に定め、早期に整備を行います。

2. 女川町流域関連公共下水道の変更(女川町決定:汚水・雨水)

新たに整備する高台住宅団地等について公共下水道の計画区域に追加します。また、雨水排水についても、整備する計画区域を決定します。

3. 女川都市下水路の廃止(女川町決定:雨水)

上記2.の雨水排水を整備する計画区域の決定に伴い、過去に都市計画決定された女川都市下水路を廃止します。

●意見書の提出について

これらの案に意見のある方は、下記のとおり意見書を提出することができます。

意見書提出期間:平成25年1月29日(火)から
平成25年2月12日(火)まで

意見書提出先:女川町長あて

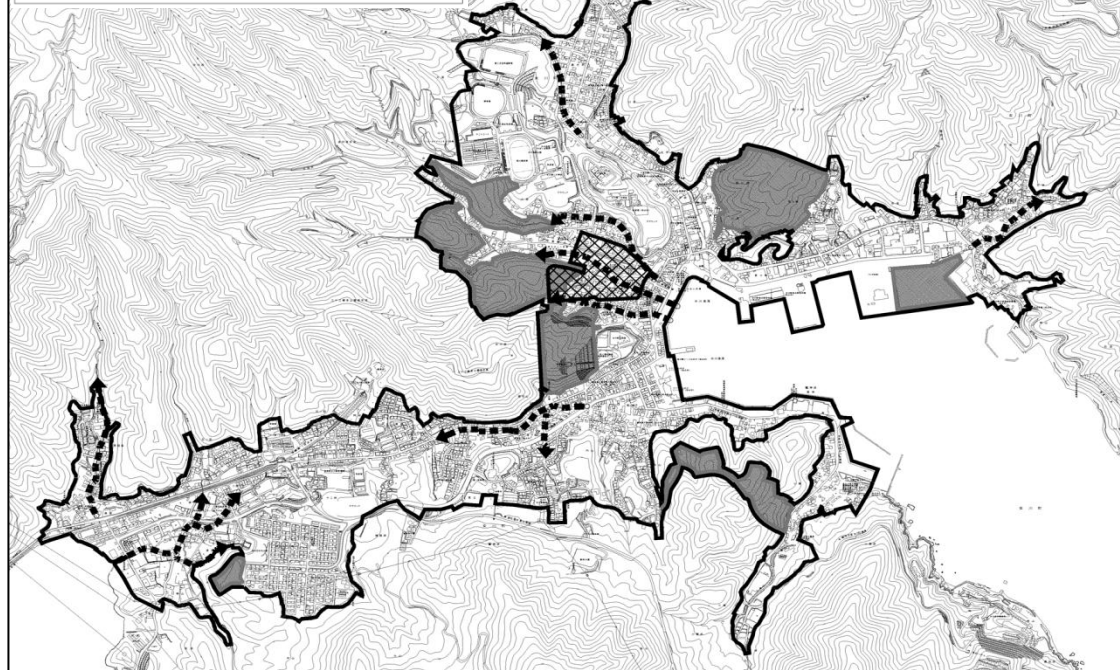
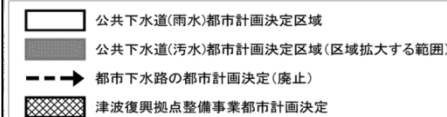
意見書には住所・氏名・連絡先をご記入ください。
意見書の書式は任意です(特に定めておりません)。

※提出(郵送)先:女川町復興推進課

〒986-2261 牡鹿郡女川町女川浜字大原316

縦覧、災害危険区域に関するお問い合わせ先 : 役場復興推進課 都市計画係 0225-54-3131(内線236、237)

都市計画の変更 位置図



重要なお知らせ

●災害危険区域の指定について

平成24年12月10日付けで女川町中心部および離半島部地区(江島、小屋取を除く)において災害危険区域を指定しました。

【建築制限内容】

- ・災害危険区域内では原則として住居の新築や増築はできません。
- ・災害危険区域内で現在お住まいの建物は、整備計画に支障がなければそのまま利用することができますが、津波災害に対し安全な構造でなければ新築や増築ができません。

※制限内容、指定図面は復興推進課都市計画係でご確認いただけます。